

令和 7 年度川崎市立学校業務改善等支援業務委託
募 集 要 領

(公募型プロポーザル)

令和 7 年 2 月

川崎市教育委員会事務局

1 目的

教職員の働き方・仕事の進め方改革を推進している中、特に教員の長時間勤務の是正が喫緊の課題となっている。当該課題解決に向けて、教育委員会事務局や学校現場の学校管理職と教職員が対応すべき課題等を校種毎に整理・共通認識化を図る必要があります。

現在、本市で進めている教員の働き方改革に係る取組状況と実情に即した調査とするため、令和5年度は、小学校、中学校の教育職員に対して、現場の教員の多忙感や勤務に対する意識調査に関するアンケートを実施すると共に、ワークショップ形式の意見交換会を小中学校の校長会役員（小学校12校、中学校10校）を対象に実施し、実際の現場の声も参考にしながら、課題解決に向けた4つの対応の方向性を取りまとめました。

令和6年度には、学校において中核的役割を担う立場である、全ての小中学校の校長、副校長・教頭、教務主任を対象にした意見交換会を開催し、課題の抽出と整理、新たな施策の検討と、そのための役割分担を整理する取組を行いました。また、高等学校、特別支援学校等の教職員にも意識調査を実施しています。

令和7年度は、令和6年度に取りまとめた施策案や役割分担をもとに、市内一斉の学校業務改善の取組を可能な限り速やかに実施するために、実践校への個別学校支援を行います。また、学校業務改善の意識醸成を継続するために、教員の各ステージ別研修を実施します。

高等学校、特別支援学校に対しては、令和6年度に実施した意識調査の結果をもとに、学校別ワークショップ等を実施します。更に、学校業務改善の後押しのためにPTAなど学校に係る地域住民及び保護者への説明や意見交換等も実施します。

これら令和7年度に実施する業務に対して、必要な業務支援を委託することを目的とします。

2 件名

令和7年度川崎市立学校業務改善等支援業務委託

3 委託内容

- (1) 実践校への支援
- (2) 教員ステージ別研修の企画・運営・進行
- (3) 高等学校及び特別支援学校の業務改善ワークショップ等の企画・運営・進行
- (4) 地域住民及び保護者への説明や意見交換等の支援
- (5) 教育委員会事務局職員に対する研修の企画・運営・進行
- (6) 広報用Webサイト及びコンテンツ作成支援
- (7) 令和7年度学校業務改善等に関する報告書作成

※ 詳細は「令和7年度川崎市立学校業務改善等支援業務委託仕様書」参照

4 契約期間

契約締結日から令和8年3月19日（木）まで

5 履行場所

川崎市内

6 選定方法

公募型プロポーザル方式による提案審査

提出書類の審査及びプレゼンテーション審査とします。複数の選考委員が、応募者から提出された応募書類及び提出団体から審査員に対して企画内容を説明するプレゼンテーションによって審査を行い、採択者を決定します。

7 事業規模（予算概算額）

23,815,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

8 プロポーザルに関する日程（予定）

募集開始	令和 7 年 2 月 1 9 日（水）
質問受付開始	令和 7 年 2 月 1 9 日（水）
質問提出締切	令和 7 年 3 月 3 日（月）
質問回答	令和 7 年 3 月 5 日（水）
参加意向申出書提出締切	令和 7 年 3 月 7 日（金） 正午必着
提案資格確認結果通知書送付	令和 7 年 3 月 1 0 日（月） 予定
企画提案書等の提出締切	令和 7 年 3 月 2 1 日（金）
プロポーザル評価委員会の開催	令和 7 年 3 月 2 8 日（金） 予定
審査結果通知	令和 7 年 4 月中旬

9 担当部署

書類の提出、問い合わせ先は次のとおりです。

部署・担当者名	教育委員会事務局職員部教職員企画課 茅根、横山
所在地	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地 第 3 庁舎 6 階
電話番号	044-200-3698、044-200-2721
電子メール	88kyoki@city.kawasaki.jp
受付時間	午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分（閉庁日及び正午～午後 1 時を除く。）

10 応募者の資格要件

- (1) 川崎市契約規則(昭和 3 9 年川崎市規則第 2 8 号)第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

- (3) 令和6年10月4日までに令和7・8年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「99 その他業務」種目「99 その他業務」で登録が予定されている者（ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します。）
- (4) 次の条件を全て満たしていること。
- ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者
 - イ 応募者又はその代表者が市民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
 - ウ 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者
 - エ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者

1.1 応募手続

(1) 応募書類の配布

応募書類は、市ホームページからダウンロードできます。また、担当部署でも配布します。

(<https://www.city.kawasaki.jp/templates/proposal/880/0000172879.html>)

必要書類	参加意向申出書（様式1）
提出方法	郵送又は持参 ※郵送の場合は書留郵便等の配達した記録が残るもの
提出締切	令和7年3月7日（金） ※正午必着

(2) 提案資格確認結果通知書の送付

「参加意向申出書（様式1）」を提出した者には、資格の有無を確認し、令和7年3月10日（月）までに電子メールで「提案資格確認結果通知書（様式2）」を送付します。

※「提案資格なし」との通知を受け取った者は、通知を受け取った日から7日以内に書面によりその理由の説明を求めることができます。

※本通知書を受領後に参加を辞退する場合は、企画提案書等の提出期限までに、持参又は郵送により辞退届（様式3）を提出してください。

(3) 質問の提出・回答

質問がある場合は、令和7年2月19日（水）から令和7年3月3日（月）までに文書（様式自由）を電子メールで送付してください。

回答は、令和7年3月5日（水）に下記の市ホームページで公表します。また、全ての質問者に電子メールにて回答します。

(<https://www.city.kawasaki.jp/templates/proposal/880/0000172879.html>)

※質問を提出した事業者名は公表せず、全ての質問と回答を公表します。

※質問への回答は、本募集要領と一体のものとして同等の効力を有するものとします。

※意見の表明と解されるもの、審査内容に関わるもの等については、回答しないことがあります。

(4) 企画提案書等の提出

「提案資格あり」と確認された者は、次のとおり必要書類を提出してください。

必要書類	①企画提案書：当該業務の企画提案内容を記載 ※A 4 横 5 枚以内 ②見積書：積算根拠が分かるよう内訳を記載 ③業務実績：過去 2 箇年の間に履行完了日がある（履行開始日は過去 2 箇年の間になくてもよい。）主な類似業務の件名、発注者、金額、内容などを記載 ④団体概要：団体の理念、業務内容などが分かる資料（パンフレットなどで可） ※いずれも様式自由
提出部数	各 1 5 部
提出方法	郵送又は持参 ※郵送の場合は書留郵便等の配達した記録が残るもの
提出締切	令和 7 年 3 月 2 1 日（金）

(5) 企画提案書記載事項必須項目

ア 業務目的

仕様書「1 目的」の趣旨を理解し、目指すべき方針と本委託業務において期待される効果等を記載すること。

イ 実施手法

仕様書「3 委託内容」に定める各事業の具体的な実施手法について記載すること。

ウ 実施体制

本業務を実施する担当者の業務経歴等を具体的に記載すること。

エ 業務実績

会社概要と業務実績を記載すること。

1 2 プロポーザル評価委員会

(1) 開催概要（予定）

日時	令和 7 年 3 月 2 8 日（金） ※参集時間は提案事業者ごとに異なりますので、別途、個別に通知します。
参集場所	9 担当部署参照 ※参集場所から会場等へは担当者をご案内します。
会場	川崎市役所第 3 庁舎 1 5 階会議室
内容	説明（プレゼンテーション）1 5 分、質疑応答 2 0 分 ※プロジェクター、モニター等はありません。 ※契約後に本業務に中心として携わる人が企画提案書の作成及びプレゼンテーションに参加してください。なお、出席者は 3 名以内とします。

(2) 評価基準

評価項目	配点
------	----

1 企画力	50
(1) 本市を含め国全体の教職員の働き方・仕事の進め方改革に対する理解をした企画提案内容となっている。	10
(2) 実践校への支援、並びに高等学校及び特別支援学校の業務改善ワークショップ等の企画・運営・進行について、具体的かつ効果的で、各学校の業務改善等を推し進める内容となっている。	10
(3) 教員ステージ別研修の企画・運営・進行、地域住民及び保護者への説明や意見交換等の支援、教育委員会事務局職員に対する研修の企画・運営・進行について、対象者の理解や意識醸成を図れる内容となっている。	10
(4) 分かりやすいプレゼンテーションであり、高い説明能力が認められる。	10
(5) 提案内容に独自の工夫がある。	10
2 専門的知識・技術	20
教員の長時間勤務の是正に向けて具体的かつ効果的な提案・整理が見込める内容となっている。	20
3 業務への積極性、事業実施体制	20
(1) 仕様書に記述されている水準以上の提案（上積み）がある。	10
(2) 事業実施に必要なスタッフ体制が確保されている。	10
4 実績評価	10
本市や他の自治体等での類似実績が十分と判断できる。	10

※見積金額が予算概算額を超える場合は、失格とします。

※合計点が同点の場合は、「企画力」の得点で、「企画力」も同点の場合は、見積金額の少ない者を選定します。見積金額も同額の場合は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は委員長の決するところによります。

※全委員の評価点を平均した点数が 60 点に達しない事業者は、受託者として特定しないこととします。

※各評価項目について、企画提案書にその考え方が一定程度盛り込まれているものについて、「普通」を標準とします。

1 3 結果通知

審査結果は、令和 7 年 4 月中旬に電子メールで通知します。

1 4 その他

- (1) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とします。
- (2) 提出された企画提案書等は、返却いたしません。
- (3) 契約保証金は、川崎市契約規則第 3 3 条各号に該当する場合は免除となりますが、それ以外の場合は、契約金額の 10 分の 1 を納付する必要があります。

- (4) 契約書の作成は、必要とします。
- (5) 川崎市契約規則等の契約に関する条項等は、川崎市ホームページで閲覧できます。
(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)
- (6) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (7) 関連情報を入手するための窓口は「9 担当部署」と同じです。
- (8) 参加意向申出書を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式3）を提出して下さい。
- (9) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和7年3月頃）を要します。